

令和元年度沼津市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

令和元年度沼津市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日翌日から令和2年3月31日までを予定している。

3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定される子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）を策定するにあたって、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、沼津市子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、需要量の推計及び目標量検討を行い、ニーズ調査に基づく検討結果をもとに、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、沼津市子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、計画策定を支援するとともに、計画書を作成することを目的とする。

4. 業務概要

- (1) 現状の分析と課題の整理
- (2) 需要量の推計・目標量の検討
- (3) 目標量の設定
- (4) サービス提供者調査
- (5) 事業計画骨子案の策定
- (6) 事業計画案の策定支援
- (7) パブリックコメントの実施支援
- (8) 計画書の作成
- (9) 沼津市子ども・子育て会議の支援

5. 子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

(1) 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査及び静岡県調査資料の報告結果及び第1期子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、沼津市の子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき課題を抽出する。

(2) 需要量の推計・目標量の検討

各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に沼津市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、沼津市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の目標量の検討を支援する。

(3) 目標量の設定

ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、沼津市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、沼津市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(4) サービス提供者調査

幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブ運営者、子育て支援センター等を対象に、アンケート調査（A3・1枚程度、郵送による）により、サービス提供者からの意見収集を実施する。

(5) 事業計画骨子案の策定

これまでの検討結果及び(3)の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめる。

(6) 沼津市子ども・子育て会議の支援

沼津市子ども・子育て会議（3回程度を想定）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応（要録作成含む。）を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(7) 事業計画案の策定支援

これまでの業務成果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

(8) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して沼津市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(9) 計画書の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書データ及び概要版データを作成する。

6. その他

(1) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

(2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(3) 打合せ協議回数は、子ども・子育て会議支援を含め、7回程度を想定している。

(4) 子ども子育て支援実施計画事業全般に係る法改正・制度改正、他市町村の策定状況等について情報を収集し提供すること。

7. 成果品

(1) 計画書データ（MSWORDを想定） 1式

(2) 概要版：印刷用データ 1式

(3) 本業務実施の際に発生した中間成果品及びローデータ 1式

以下余白